

## 浅口市ふるさと納税中間管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、ふるさと納税制度を通し、市の魅力発信や新たな資源の掘り起こしを図るとともに、返礼品の内容充実と調達・発送の迅速化、寄附者からの問い合わせ強化や寄附の増加などを目指す。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 浅口市ふるさと納税中間管理業務委託
  - (2) 履行場所 浅口市 地内
  - (3) 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
  - (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日
  - (5) 予算限度額 寄附金額・件数に対する単価契約とし、
    - ・運営代行手数料については寄附金の8%以内とする。
    - ・受領証明書・ワンストップ特例申請書等発行発送業務については、
      - ①受領証明書のみ送付：145円以内とする。
      - ②受領証明書・ワンストップ特例申請書送付：180円以内とする。
- ※すべての見積は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

### 3 選定方式

選定方式は、本要領に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で選定する。

### 4 事業スケジュール、事務手順

- (1) 公告 令和5年3月24日（金）
- (2) 質問書受付期間 令和5年3月24日（金）から令和5年4月5日（水）  
午後5時まで（持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (3) 質問書回答期限 令和5年4月7日（金）午後5時まで
- (4) 企画提案書等提出期限 令和5年4月13日（木）午後5時まで
- (5) プレゼンテーションの実施 令和5年4月18日（火）
- (6) 審査結果通知 令和5年4月下旬頃予定
- (7) 契約締結 令和5年5月上旬頃予定

## 5 担当課

所在地：〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

課名：浅口市役所企画財政部地域創造課

TEL：0865-44-9034

FAX：0865-44-5771

E-mail：chiikisoza@city.asakuchi.okayama.jp

## 6 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書の提出日において、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- イ 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 令和5年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。

## 7 質問の提出及び回答

### （1）質問書の提出

本要領及び業務委託仕様書の内容に質問や質疑がある場合は、質問書（様式第1号）により、令和5年4月5日（水）午後5時までに、「5 担当課」へ事前に連絡の上、持参又は電子メールにて提出すること。

なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課が判断する事項についての質問は、一切受け付けない。

### （2）質問書の回答

提出された質問内容及び回答については、令和5年4月7日（金）午後5時までに当市ホームページにて回答する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

## 8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和5年4月13日(木)午後5時まで
- (2) 提出場所 「5 担当課」に同じ
- (3) 提出方法 持参(閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。)

### (4) 提出書類

- ① 参加申請書(様式第2号)
- ② 提案者概要書(様式第3号)
- ③ 企画提案書(様式は任意)
- ④ 参考見積書(様式第4号)
- ⑤ 業務推進体制(様式第5号)
- ⑥ 協力会社概要書(様式第6号)
- ⑦ 実績調書(様式第7号)
- ⑧ 営業所調書(様式第8号)

提案した事項における見積書を作成すること。また、見積金額は「2 業務の概要(5) 予算限度額」に規定する額を上回らないこと。

- ⑨ 上記⑦実績調書(様式第7号)で記載した実績に係る契約書の写し(最大5件)をすべて付すこと

### (5) 提出部数

上記「8 企画提案書の提出期限、場所及び方法(4) 提出書類」の①参加申請書(様式第2号)を表紙とし、②提案者概要書(様式第3号)から⑧営業所調書(様式第8号)までを提出種類ごとにインデックスを付け、簡易製本し、正本1部、副本4部(正本の写し)を提出すること。なお、⑨契約書の写しは、正本1部の提出で可とする。

## 9 企画提案書等記載内容

以下の事項について、提案内容をわかりやすく文書にまとめることとする。なお、企画提案書については、以下の内容を含めた上で、可能な限り具体的に記載すること。

### (1) 返礼品の提案企画力及び実績

本業務に関する実績について記載すること。また、寄附動向の効果的な分析、手法について記載すること。

### (2) ポータルサイトの運用実績

仕様書「3. 前提条件」に記載されている本市の利用するポータルサイトの運用実績について記載すること。

### (3) 寄附者対応に関する体制・提案

寄附者からの問い合わせ、受領証等の発送事務スケジュール、クレームへの対応(体制)、各種トラブル(配送遅延、返礼品の梱包破損等)対応について記載すること。

#### (4) 準備の確実性について

運用開始に向けた準備の確実性（準備期間における想定スケジュール）や寄附募集停止期間が生じる場合について下記を記載すること。

①返礼品提供準備、返礼品提供事業者との契約、案内等。ポータルサイトへの返礼品掲載スケジュール、掲載品数（段階的に行う場合は、そのスケジュール、条件も記載）について。

②ポータルサイト、寄附管理システムの準備について。

#### (5) 返礼品提供事業者へ寄り添った業務体制提案

返礼品提供事業者との連携や返礼品の品質管理、募集に要する経費（送料等）の削減、寄附者の意見等のフィードバックについての提案を記載すること。

#### (6) ふるさと納税制度を入口とした地域貢献に関する提案

ポータルサイトの自治体紹介ページ等を活用し、地域の魅力を発信できるか、また、ふるさと納税制度が変更等になった場合においても、ふるさと納税制度のノウハウを活用し、希望する返礼品事業者に対し何らかの地域貢献に寄与できるような提案があれば記載すること。

#### (7) 市及び市内事業者等との積極的な交流を促進する独自提案

浅口市ふるさと納税事業にとって有益であると考える独自提案について記載すること。また、ふるさと納税制度に限らず、国やポータルサイト等の各種制度を活用した本市の魅力発信及び寄附額増加施策に取り組める提案について記載すること。

### 1 0 留意事項

- (1) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等について、本市より質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は原則電子メールで行うこととし、回答内容は提案書の一部として取り扱うこととする。
- (5) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

### 1 1 審査

- (1) 提案書の内容の審査に当たっては、市職員で組織する審査委員会にて行う。
- (2) 企画提案書等の内容を基に審査委員会において書類審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- (3) 選定結果については、選定された者にはその旨を、選定されなかった者にはその旨を「結果通知書」により通知する。
- (4) 最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査項目「企画提案の内容」の合計点が高い者を選定し、それも同点の場合は、くじ引きで選定する。

- (5) 参加者が1提案者のみの場合も審査を行い、審査委員会が本要領及び本プロポーザルに係る仕様書等を満たすと判断した場合は、その1提案者を受託候補者とする。
- (6) 参加者が多数の場合はヒアリングに加えて書類審査を実施し、ヒアリング実施事業者を4社程度選定する。

#### 1.2 ヒアリングの実施

- (1) 1提案者につき準備時間は5分以内、発表時間は30分以内とし、この後、委員から質疑がある。詳細な日時、場所については別途通知する。
- (2) ヒアリングの出席者は3人以内とする。
- (3) ヒアリングは事前に提出された企画提案書に基づき行うものとする。
- (4) 資料の追加は認めないが、パソコン及びプロジェクター等の機器使用は認める。浅口市はヒアリング用にスクリーン、延長コードのみを用意する。それ以外で提案者が使用する機器については、提案者側にて持参・準備すること。

#### 1.3 評価基準

評価基準については、別紙2のとおりとする。

#### 1.4 無効となる参加申請書又は企画提案書等

参加申請書又は企画提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

#### 1.5 欠格条件

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加資格又は受託候補者の決定を取り消すこととする。

- (1) 契約締結日までの期間に、「6 参加要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 契約締結日までの期間に、不正行為が認められた場合。
- (3) その他、審査委員会が不適合と認めた場合。

#### 1.6 契約手続

審査の結果、最も優れた提案者（受託候補者）と契約の交渉（企画提案書の修正協議を含む。）を行う。